The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「水に対する権利」をめぐって : Inga T Winkler, The Human Right to Water (Hart Publishing, 2012) の紹介とコメント
Author(s)	鳥谷部, 壌
Citation	阪大法学. 2014, 64(2), p. 293-310
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71511
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「水に対する権利」をめぐって

――Inga T Winkler, *The Human Right to Water* (Hart Publishing, 2012) の紹介とコメント――

鳥谷部　壌

一　はじめに

二〇〇二年に、社会権規約委員会は、水に対する権利について、六〇のパラグラフからなる一般的意見第一五を採択した。[1] 二〇一〇年には、国連総会及び国連人権理事会によって水に対する権利が承認された。[2] こうして、水に対する権利が人権として生成した。しかし、それは法的拘束力を有するのか、また国際人権法の基盤をなすのかなど、重要な多くの法的諸課題が依然として解明されていない。そこで、本稿では、国際人権法の視点からこれら諸点の包括的かつ詳細な分析・検討を行うものとして、Inga T Winkler 氏が二〇一二年に著した『水に対する権利』と題する書籍[3]を取り上げ、その内容を紹介するとともに、若干のコメントを付すこととしたい。[4] 本書の副題にもある通り、著者は、水に対する権利の意義、法的地位及び水配分への示唆、に重点を置いて検討を行っている。

本書の著者は、ドイツのデュッセルドルフ大学で講師を務めており、二〇〇九年より、国連人権理事会「安全な

飲料水と衛生に対する人権」の特別報告者であるカタリーナ・デアルブケルケ氏のリーガル・アドバイザーも務める人物であり、実務面においても水に対する権利に深い関わりを有している。本書は、著者が二〇一〇年にドイツのハインリッヒ・ハイネ大学に提出した博士論文を基にしたものである。

以下では、本書の内容を紹介した上で（二）、本書の意義と課題について若干のコメントを加える（三）。

二　内容の紹介

第一章「序章」（pp. 1-15）

第一章「序章」では、著者の問題意識と本書の構成に言及されている。まず、著者の一つ目の問題意識は、二〇一〇年に、国連総会及び国連人権理事会によって水に対する権利が承認されたことは、それ自体画期的な出来事であったものの、水に対する権利の法的地位の問題については依然として解明されていないことに向けられる（pp. 13-14）。そこで、本書の課題は、第一に、水に対する権利の法的地位を明らかにすることにある。

次に、著者の二つ目の問題意識は、水へのアクセスの不平等に向けられる。例えば、特に発展途上国の都市部では、不法移民は、公的事業者から水の供給を受けることができず、代わって多額の費用を支払って民間の事業者から水を購入せざるを得ない状況に置かれている（pp. 3-4）。さらに、衛生状態の良好でない水の飲用により、下痢、コレラ、腸チフスなどに罹患し、毎日、およそ四〇〇〇人の子供が死亡している（p. 5）。そこで、著者は、以上のような危機的状況を生み出している最大の原因は、「基本的人間ニーズ（basic human needs）」を充足するような水配分が適切に実施されていないことにあるとする。そして、すべての者に平等な水アクセスを保障するためには、水配分を実施する際の優先順位の決定が特に重要であると認識し、この実現のために、水に対する権利が決定

的な役割を果たし得るという（pp. 12–13）。したがって、本書の第二の課題は、水配分の場面における水に対する権利の位置を解明することにある。

第一の課題に取り組むのが、第三章「水に対する権利の法的根拠」、第四章「水に対する権利の法的性格」及び第六章「水を人権として把握することの利益」であり、他方、第二の課題に取り組むのが、第五章「水配分への示唆」である。

第二章「背景：水の利用可能量と需要の競合」（pp. 16–36）

これに先立ち、著者はまず、第二章「背景：水の利用可能量と需要の競合」で、基本的人間ニーズが無視されている原因は、水資源の物理的制約に求められるのではなく、むしろ水配分の決定の仕方にこそあると指摘する（p. 16）。すなわち、元来、地球には、全人類に、個人及び家庭で使用する最低限の水量を提供できるだけの水資源が十分に存在していたが、人口増加や都市化に伴う都市部と農村の間の水需要の競合、工業用水の大量消費、水汚染の深刻化、気候変動などの影響により、個人及び家庭において基本的人間ニーズを充足するだけの水の確保が難しくなった（pp. 20–27）。このような傾向は、とりわけ、不法移民や低所得者が居住する地域及び貧しい農村部において顕著であると指摘する（p. 34）。

第三章「水に対する権利の法的根拠」（pp. 37–99）

そこで、著者は、本書の第一の課題から検討を開始する。第三章「水に対する権利の法的根拠」では、主として、人権条約と慣習国際法の視点に基づいて考察が行われる。人権条約の検討は、社会権規約、自由権規約、人的・場

所的制約を伴う条約の三つに区分して行われる。その内、社会権規約については、相当な生活水準に対する権利（第一一条一項）、食糧に対する権利（第一一条一項及び二項）、住居に対する権利（第一一条一項）、健康を享受する権利（第一二条）が順次検討される。

（1）人権条約

著者は、まず、社会権規約上の相当な生活水準に対する権利から、水に対する権利を導くことができるかの考察を行う。その結果、著者は、社会権規約委員会の一般的意見第一五に即して、「相当な食糧、衣類および住居を含む」という文言から、そこに掲げられている権利のリストは網羅的ではないと推論でき、また、かかる文言は、基本的人間ニーズに関係すると捉えることができる。このような理解に従えば、十分な水の供給という要素も、相当な生活水準に対する権利の一部とみなすことが可能であると述べる（pp. 43-44）。

次に、著者は、社会権規約上の食糧に対する権利から、水に対する権利を導くことができるかの考察に移る。著者は、水を流動食とみなすことによって、食糧に対する権利の保障の中に水を読み込むことが可能であること、食糧に対する権利には固形食のみならず飲料水も含まれることから、そこには、飲料水や食品調理・食器洗浄に使用される水が包含されるという。ただ、著者は、食糧に対する権利と水に対する権利の根本的相違にも留意する。つまり、水質基準と食品安全基準は同一でないことや、基本的人間ニーズとしての家庭用の水と農業用のそれとが競合関係にあることなどの理由から、双方の権利を区別して用いることが賢明であると指摘する（pp. 46-47）。

さらに、社会権規約上の健康を享受する権利から、水に対する権利を導けるかの考察において、著者は、水に対する権利と健康権との間の密接不可分の関係を認めた社会権規約委員会の一般的意見第一五を支持し、健康権には、「到達可能な最高水準の」健康を実現するために必要な限りで、水へのアクセスの保障が包含されると結論付ける

(pp. 48-49)。

続いて著者は、自由権規約に関して、生命に対する権利（第六条）を考察の対象とする。国家は、当該権利の下で、あらゆる貧困者の最低限度の生活水準を確保する義務を負うと解されていることから、ここに水へのアクセスの保障の根拠を見出すことができると述べる（pp. 54-55）。

最後に、著者は、人的制約を伴う条約として、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者の権利条約を検討し、他方、場所的制約を伴う条約として、アフリカ、アラブ、アメリカ、ヨーロッパの人権関係文書の仔細な検討を行う。中でも、著者は、女子差別撤廃条約第一四条二項(h)で、「水の供給」が、農村女子に対する差別撤廃を目指して、「適当な生活条件を享受する権利」の一要素として明記されたことに注目する。そして、本規定の一般化の可能性について、同条約は、本来、新たな権利を創設するものではなく、差別の撤廃を保障することを目的とするものであるから、当該規定は既に権利として成立している分野を対象としていると解することができるとしてこれを肯定する（pp. 60-61）。以上のことから、著者は、水に対する権利が明確な権利性を有すると結論付ける（pp. 64-65）。

（2）慣習国際法

続いて、著者は、水に対する権利が慣習国際法化しているか否かの検討に移る。ここでは、世界人権宣言、国連総会決議、国連人権委員会・人権理事会決議、政治的宣言・声明、各国の憲法などが詳細に分析される。

まず、世界人権宣言について、著者は、同宣言に含まれる一部の特殊な権利に鑑みて、同宣言全体が慣習国際法を反映していると理解することには疑問が生じるとして、未だ慣習国際法の形成に必要な一般的なコンセンサスは得られていないと指摘する（p. 73）。また、水へのアクセスに関して、最低限度の生活水準を確保する積極的義務

を生命権から導くことが可能かとの問いに対しては、未だ明確な一致がみられず、広義の生命権（水へのアクセスの保障を含む）の慣習国際法としての性格は否定されると結論付ける（p. 75）。

次に、著者は、国連総会決議に関して、一九八六年の発展の権利に関する宣言、二〇〇〇年及び二〇一〇年の総会決議を取り上げる。その内、水と衛生に対する権利に関する二〇一〇年の決議は、水に対する権利に明示的に言及した初めての決議であり、そこでは、安全かつ清潔な飲料水に対する権利が、生命その他すべての人権の完全な享受にとって欠かすことのできない人権であることが明確に承認された。しかし、同決議は、一国の反対票も投じられなかった一方で、合計七〇ヶ国の棄権・欠席があったことを見過ごすわけにはいかないとして、著者は、同決議の慣習国際法としての性格を否定する。さらに、国連人権理事会による水に対する権利に関する二〇一一年の決議は、全会一致で採択され、その中には前述の総会決議で棄権に回った諸国も含まれていたことから、著者は、水に対する権利が確固たる法的基礎を提供し得るとして一定の評価をしつつも、未だ慣習国際法としての性格を認めるには至らないと結論付ける（pp. 77-79）。

続いて、著者は、水に対する権利に関する多数の政治的宣言・声明の検討に移る。その結果、著者は、これら宣言・声明による近年の発展は目覚ましいが、水に対する権利に関する各々の言及振りは、未だ一貫性・統一性に乏しく、慣習国際法としての支持は限定的であると指摘する（p. 87）。加えて、ヨハネスブルク実施計画や世界水会議の閣僚宣言では、水に対する権利について何ら言及がなされなかったことから、同権に対するコンセンサスが醸成されたとは言い難いと結論付ける（p. 96）。

各国の憲法上の規定について、著者は次のように指摘する。水に対する権利は、世界で最初に南アフリカ共和国憲法に導入され、現在は、ニカラグア、エクアドル、ウルグアイ、ボリビア、コンゴ、モルジブ、ケニアの各憲法

でも明文の規定が置かれるようになった。インドでは明文規定は存在しないが、裁判所によって、生命に対する権利の中に水に対する権利を読み込む解釈が定着しつつある。同様の傾向は、パキスタン、バングラデシュ、ネパールでもみられる。また、アルゼンチンでは、健全な環境に対する権利から水に対する権利を導いている。以上のように、水に対する権利を憲法で規定する国は増加傾向にあると言えるが、世界全体からみればその数は未だ少数に留まっていることから、現段階では、水に対する権利の慣習国際法としての性格を肯定することはできないとする（pp. 91–93）。

そして、慣習国際法についての全体の結論として、著者は次のように締め括る。水に対する権利について慣習国際法の性格を肯定することは時期尚早であろう。そうは雖も、将来的に、当該権利が慣習国際法としての地位を確立するとの推論は、過度に楽観的として否定されるものでは決してない。現在のペースで水に対する権利の発展が続いていけば、将来、慣習国際法として結実するかもしれない（p. 97）。

第四章「水に対する権利の法的性格」（pp. 100–140）

第四章「水に対する権利の法的性格」では、主に三つの問題が検討される。第一に、水に対する権利は法的拘束力を有するか、第二に、それに伴い国家にはどのような義務が課せられるか、第三に、当該権利の規範的内容はいかなるものか、である。第一の法的拘束力の問題について、著者は次のように述べる。すなわち、社会権規約をはじめとする国際人権条約に、社会的・経済的権利が規定されていることそれ自体が、法的拘束力を有することの証左となる。国家は、人権条約に加盟することによって、その規定に法的に拘束されることを表明してきたのであって、一般に、（人権）条約の法的性格を否定し得ない。このことは水に対する権利についても何ら異ならない（pp.

106-107)。

第二の国家の義務について、著者は、水に対する権利を、他の人権と同様に、尊重義務、保護義務、充足義務の三つに類型化する。つまり、まず、尊重義務の下で、国家は、水に対する権利の享受を直接又は間接に妨げることがないよう要請され、次に、保護義務の下で、国家は、第三者に、水に対する権利の享受を妨げる何らかの行為をとらせないよう要請され、さらに、充足義務の下で、国家は、各人が水に対する権利を享受できるように必要な措置を講じるよう要請される(pp. 107-111)。それと同時に、著者は、義務の実現の即時性・急迫性の観点から、漸進的実現義務と最低限の中核的義務に分類可能であるという。つまり、国家は、社会的・経済的権利については、社会権規約第二条一項に規定される通り、漸進的に実現する義務を負う一方で、国家によって即時的に実現されなければならない最低限の中核的義務の存在を看過することはできず、そのような義務は、人間の生存と尊厳を確保するために必要不可欠な最低限の水準の維持を要求する(p. 125)。

第三の規範的内容について、著者は、水に対する権利は、個人及び家庭での利用に関して問題となるが、その際、当該権利保障のために、量的充足性、安全性及び受容性、物理的なアクセス可能性、価格的入手可能性といった諸要素の充足が求められると述べる(pp. 126-140)。

第五章「水配分への示唆」(pp. 141-211)

それでは、以上のような水に対する権利の実体面は、水利用の優先順位を決定する際にどのように機能するのであろうか。第五章「水配分への示唆」では、この問題が検討される。本章の問題意識は、次のようなものである。社会権規約委員会の一般的意見第一五によれば、水の配分に際して優先的に扱われるべきは、個人及び家庭で必要

となる水、飢餓及び疾病の予防のために必要な水、並びに社会権規約上の中核的義務を充足するために要求される水、であるという。しかし、同意見は水配分の優先順位の問題に簡潔に触れるだけで、問題の根本的な解決を先送りにした。未解決の問題は、大きく二つに分けられる。一つは、個人及び家庭での水利用はどの程度優先されるのかという問題である。つまり、優先される水量はどのくらいで、その水量を確保するためにいかなる理由付けがなされるのか。もう一つは、個人及び家庭での利用以外の利用に、どの程度の優先権が付与されるべきかという問題である。例えば、食糧生産のための水はどのくらい優先されるべきか。つまり、飢餓の阻止という最低限の目標に留めるべきか、それともそれを凌駕するか。また、これと同様に優先権を付与される中核的権利にはどのようなものがあるか。さらに、それら複数の利用をいかに調和させればよいか（pp. 148-149）。

そこで、著者は、上述の諸問題の検討に入る前に、二つの分析手法を提示する。一つは、人権の実現レベルを、優先度の高い順に、「生命維持レベル」、「中核レベル」、「完全実施レベル」、「人権保障を超えるレベル」の四段階に区分して分析する手法で、もう一つは、問題となる人権の実現のために、他の代替手段が存在するか（代替可能性）、常に直接的な水アクセスが不可欠であるか（アクセスの直接性）、必要とされる水量はどのくらいか（節水の可能性）、という視点から分析を行う手法である（pp. 153-155）。そして、著者は次のような水利用を検討の対象とする。すなわち、「個人及び家庭での水利用」（①）、「食糧生産のために必要となる水利用」（②）、「衣類製造のために必要となる水利用」（③）、「衛生を確保するために必要となる水利用」（④）、「発電のために必要となる水利用」（⑤）、「輸送手段としての水利用」（⑥）、「産業部門における生産に必要となる水利用」（⑦）、「文化的・宗教的習慣に必要となる水利用」（⑧）、「先住民の生活様式を保護するために必要となる水利用」（⑨）、「レクリエーション[5]のために必要となる水利用」（⑩）、「生態系を保護するために必要となる水利用」（⑪）、である（p. 156）。

以上を踏まえて著者は、まず、各種水利用がこの四段階の実現レベルのどこに位置するかを特定し、次に、各々の権利の実現のためにどのくらいの水が実際に必要となるか、その実現のための代替手段は存在するかについて検討を行う。その結果、著者は、上記①（＝水に対する権利）に、各レベルで、最も高い優先順位が付与されなければならないと結論付ける。つまり、これにはアクセスの直接性、代替不可能性、節水の不可能性が認められることから、水の配分に際しては、「生命維持レベル」では飲料水（一日一人当たり五ℓ）、「中核レベル」では基礎的健康（個人衛生）を維持するために必要な水量、「完全実施レベル」では洗濯など相当な生活水準を満たす水量（一日一人当たり一〇〇ℓ）の確保が最も優先されるべきであると述べる。なお、「生命維持レベル」では、生命維持に必要な限りにおいて、②③④⑤も保護対象とされなければならないとし、他方、「中核レベル」では、これらの他に、⑨の保護が求められるとする。さらに、「完全実施レベル」では、以上で言及したすべての水利用に加え、⑦⑧も保護の対象とされると述べる。最後に、「人権保障を超えるレベル」においては、人権の側面から優先順位の問題は生じ得ないと結ぶ（pp. 204-207）。

第六章「水を人権として把握することの利益」（pp. 212-274）

以上、第四章及び第五章では、水に対する権利の実体面の検討が行われてきた。それでは、手続面についてはどのように理解すればよいか。第六章「水を人権として把握することの利益」では、この問題が検討される。著者は、水に対する権利の手続面として、まず、参加原則、周縁化[6]・脆弱化している個人及び集団に対する配慮及び差別禁止、並びにアカウンタビリティの重要性を強調する。つまり、水配分に関する決定は、実体面の枠組みの中で、すべての利害関係者の参加を促進し、とりわけ周縁化・脆弱化している個人及び集団に配慮しなければならない（p.

223)。次に、アカウンタビリティ制度として、司法的、準司法的、行政的、政治的及び社会的メカニズムの利用を可能としなければならないと指摘する。具体的には、準司法的メカニズムとしてオンブズマンや人権委員会のような国内人権機関、政治的メカニズムとして議会委員会、社会的メカニズムとして陳情、アドボカシー、公聴会、キャンペーンなどを挙げる（pp. 225-226)。

そして、残る司法的メカニズムについて、著者は、国内レベルと国際レベルとを区別して考察を進める。まず、国内レベルでは、主として、アルゼンチン、インド、南アフリカ共和国の裁判例を取り上げ、水に対する権利に関する尊重・保護・充足の各種義務の裁判可能性が検討される。その結果、著者は、いずれの義務についても裁判可能性が肯定されていることを指摘する。中でも、裁判可能性を認めることに最も消極的であると思われる充足義務でさえ、「合理性審査（reasonableness review)」や「中核的アプローチ（minimum core approach)」を採用することにより、裁判が可能となるという（pp. 244-254)。

他方、国際レベルで、著者は、第一に、水に対する権利の普遍的履行確保手段として、社会権規約の報告手続、国連人権理事会の特別手続及び普遍的定期審査を詳細に紹介する。その内、水に対する権利については、特に、社会権規約の報告手続が大きな役割を果たしているという。社会権規約委員会は、多数の総括所見の中で、特定集団に対する差別・周縁化に懸念を表明し、水アクセスの不備に対する改善を要請してきたとして、ここでは、カナダ、コスタリカ、イエメンに対する総括所見が紹介される（pp. 257-259)。また、著者によれば、国連人権理事会の普遍的定期審査の下では、水に対する権利に関して、次の四つの取組みがなされているという。すなわち、①ある国家が何らかの水に対する権利を達成した際に、他の国家がそれを称賛する仕組み、[7] ②ある国家が飲料水へのアクセスを改善するために講じることを予定している措置に対して、他の国家が質問を提起したり情報提供を要請したり

する仕組み[8]、③ある国家の内部で水に対する権利の実現が脅かされているような場合に、他の国家がそのような状況を指摘する仕組み[9]、④ある国家において水へのアクセスの改善が急務であるにもかかわらず、それを怠っているような場合に、他の国家がとるべき措置を勧告する仕組み[10]、である（pp. 264-265）。第二に、水に対する権利の個人又は集団申立制度として、社会権規約選択議定書、女子差別撤廃条約選択議定書、欧州社会憲章追加議定書、自由権規約第一追加議定書にそれぞれ設けられている制度に加え、米州人権委員会、アフリカ人権裁判所、人及び人民の権利に関するアフリカ委員会、欧州人権裁判所の利用可能性にも言及する。この内、アフリカ人権裁判所においては、これまでのところ水に対する権利の取扱事例は確認できないものの、米州人権委員会とアフリカ委員会に関しては、それが認められるという（pp. 267-268）。さらに、欧州人権裁判所では、隣人の水へのアクセスの遮断事例（ブタン及びドラゴミール対ルーマニア事件［*Butan and Dragomir v. Romania*］）や、付近のごみ集積場からの汚染事例（ザンデル対スウェーデン事件［*Zander v. Sweden*］）において、個人の水へのアクセスの侵害が争われ、裁判所は、「人権および基本的自由の保護のための条約（一九五〇年）」第六条一項の公正な裁判を受ける権利の違反を認定し、間接的に水へのアクセスを保障したことが紹介される（pp. 269-270）。

第七章「結論と将来の展望」（pp. 275-286）

そして、第七章「結論と将来の展望」で、著者は、第一章から第六章までの結論を再確認した上で、次のように述べて本書を締め括る。すなわち、水に対する権利を承認することは第一歩に過ぎない。実施が不可欠である。国際レベルの発展は、重要な推進力となるかもしれないが、水に対する権利の実現には国内レベルでの行動が重要となる。本書で述べたように、水に対する権利に関する国内の立法、政策及び司法的強制の存在は、同権の実現に向

けた進展を期待できる。国連においては、特別報告者によって作業が進められ、人権として明確に承認され、又はミレニアム開発目標やその他の開発目標で人権重視の政策が進展することによって、水に対する権利の重要性が浮き彫りにされ、その実現が促進されることになるだろう。地域、国家及び国際の各レベルが相互に絡み合って強化されていくことになる（p. 285）。

水に対する権利の側面が強調されればされるほど人権侵害が認識され、また、国家が水に対する権利の実現に責任を負えば負うほど、水へのアクセスの欠如による危機や衡平でない配分は減少していく。水に対する権利は、国家に対して、すべての人々の水へのアクセスを実現し、かつ、すべての人々の基本的ニーズを最優先する水の衡平な配分を達成するために、この危機に対して行動する義務を課している（p. 286）。

三　コメント

本書の最大の意義は、本書の第二の課題、つまり、水配分の場面における水に対する権利の位置を明らかにすることを試みた点にある。そこで、著者は、既述のように合計一一の水利用を、それぞれ、「生命維持レベル（最低限の中核的義務）」、「中核レベル」、「完全実施レベル（漸進的実現義務）」、「人権保障を超えるレベル（何らの法的義務も負わない）」の四段階に区分し、アクセスの直接性、代替可能性、節水可能性を考慮に入れて比較検討した結果、四段階のいずれのレベルにおいても、水に対する権利をその内容とする「個人及び家庭での水利用」に最も高い優先順位が与えられるべきであるとの結論を導いた。以上のような、水の配分に際して「個人及び家庭での水利用」が優先的に扱われるべきであるとする著者の結論それ自体は、既に、社会権規約委員会の一般的意見第一五パラグラフ六でも指摘されているところではあるが、こうした斬新な分析軸を提示した点に本書の独創性があると

言えよう。

次に、水に対する権利の法的地位を明らかにするとの本書の第一の課題について、著者は、条約・宣言・決議などを綿密かつ慎重に過大評価することなく分析することにより、その権利性を説得的に論証している。このことから、本書は、水に対する権利を、国際人権法の視点から考察する地平を切り拓いたものと評価できる。本書での分析を出発点とし、今後、国際・国内レベルにおいて、水に対する権利が実施に移されていくことが期待される。

このように、本書は、国際人権法の視点からの考察であるが（p. 14）、人権以外の水利用（環境及び生態系の保護）との関係や、人権とそれ以外の水利用を含めたすべての水利用の管理（統合的管理）の中での人権の位置に関する記述もみられ、それにより、水資源管理全体の中での本書の位置付けを一層明確にしているように思われる。すなわち、環境及び生態系の保護との関連で、著者は、環境及び生態系を保護するために必要となる水が、水に対する権利によって保障される個人・家庭用水と、直接的に競合するおそれは低いとしつつも、他方で、大量の水を必要とする農業・工業用水との関係においては競合のおそれが懸念されるとし、そのような場面において、環境保護を優先させるためには、人権アプローチでは不十分であり、生態系アプローチによって補われる必要があると述べる（p. 285）。また、水資源の統合的管理と水に対する権利の関係について、著者は、本書で採用された人権アプローチは、あらゆる水利用を考慮に入れるような水資源の統合的管理に取って代わり得るものではなく、むしろそれを補完し、人権を考慮に入れることによって、基本的ニーズに優先権が与えられるように資源配分を行うことで、統合的管理を促進するものであると述べている（p. 284）。

ただ、本書の記述には若干の疑問もある。それは、第六章の国内裁判所による水に対する権利の保障の箇所に関わる。ここで著者は、世界中の多くの国に、水に対する権利に関する裁判例が認められるとして、フランス、イギ

リス、ベルギー、コスタリカ、ブラジル、マレーシア、インドネシアを挙げるが、これら諸国の裁判例は一件も扱われていない。結局、検討の対象とされたのは、アルゼンチン、インド、南アフリカ共和国の裁判例の一部のみであり、このことは、国内裁判所による保障の全体像の把握を困難にしているように思われる。また、国内裁判所による充足義務の保障の箇所では、主に南アフリカ共和国の裁判例を取り上げ、合法性審査と中核的アプローチという二つの審査基準の有用性が示されているが、著者は、この二つの審査基準を明確に区別しつつも、双方において同一の判例を引用して説明している箇所も見受けられ、そのため、これら審査基準の間の相違・関係性を著者がどのように捉えているのかやや解りにくい。

また、本書は、水に対する権利が新しい権利ということもあってか、考察対象がかなり限定されているため、依然として、究明されるべき多くの課題を残したと言える。例えば、水供給事業の民間化の問題がそうである。[11] 著者は、この問題が近年注目を集めていることに言及しつつも、本書の関心は水配分の問題に向けられるとして、検討対象から除外した（p. 12）。しかし、著者自身、序章で、公的事業者から水の供給を受けられない不法移民は、多額の費用を支払って民間の事業者から水を購入せざるを得ない状況に置かれていると指摘するように（p. 4）、水供給事業の民営化の問題は、水に対する権利と密接な関係を有すると考えられる。また、国際人権法との関連では、国外での企業活動に伴って生じる国家の域外的保護義務の問題がある。域外的保護義務とは、国外で活動する自国企業が現地で人権を侵害することがないように、本国に対して、立法、行政及び司法上の措置を通じて対処することを要請するアプローチをいうが、このアプローチによれば、締約国は、自国の市民又は企業が、他国において個人及び地域社会の水に対する権利を侵害することのないよう防止措置をとることを求められる。[12] さらに、水に対する権利は、国際河川法における衡平利用原則との関係・調整の問題とも関連し得る。しかし、本書は、以上の問題

について何も述べていない。こうした問題に対しても何らかの説明がしてあると、本書はより広がりのあるものになったと思われる。ただし、以上に指摘した点は、いずれも本書の一貫性を重視するために意図的に避けられた論点なのかもしれない。

もっとも、こうした指摘は、いずれも些末な事項に関わるものであって、本書の基本的な価値を損なうものではない。水に対する権利の人権としての承認は、国内レベルでは、尊重・保護・充足の各種義務の履行促進に効果を発揮するであろうし、他方、国際レベルでは、共有水資源の配分のための国家間交渉において、基本的人間ニーズの優先を要求することによって、不平等な水の配分が是正されるという効果を生むことになろう。[13] また、著者は、当時未発効であった社会権規約選択議定書の個人申立制度が将来的に発効して機能することにより、水に対する権利を擁護するための強力な手段となり得ると述べて、これに期待を寄せているが（p. 273）、二〇一三年五月五日に、同議定書が無事に発効し、そのための大きな一歩を踏み出した。以上のように、著者は、水に対する権利を、政策的な概念から切り離して法学的検討に徹することによって、そこに国際人権法上の「権利」としての性格を見事に描き出した点は、高く評価されるべきである。世界中の国や地域において、様々な局面で水を巡る対立が深刻化しつつある昨今、本書はその解決の糸口を探る貴重な研究成果と言える。

（1）*General Comment No. 15 (2002), The right to water (arts. 11 and 12 of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)*, E/C.12/2002/11. 同意見の内容を紹介・分析する邦語文献として、三輪敦子「『水に対する権利』をめぐって――社会権規約委員会一般的意見第一五（水への権利）と水の確保に関する国際的な潮流」『研究紀要（世界人権問題研究センター）』第一二号（二〇〇七年）二三七―二五五頁、がある。

（2）General Assembly, *The human right to water and sanitation*, 3 August 2010, A/Res/64/292, para. 1; Human Rights

Council, *Human rights and access to safe drinking water and sanitation*, 6 October 2010, A/HRC/Res/15/9, para. 3.

（3） Inga T Winkler, *The Human Right to Water: Significance, Legal Status and Implications for Water Allocation* (Hart Publishing, 2012, xxxvi + 340pp.).

（4） 本書の紹介は、海外では少なくとも六篇確認でき、その注目度は高い。*See e.g.*, K. Mechlem, "The Human Right to Water: Significance, Legal Status and Implications for Water Allocation, by Inga T. Winkler, published by Hart Publishing, 2012, 340 pp., £52, hardback", *Review of European Community and International Environmental Law*, Vol.22 (2013), pp. 207–208; D. F. Marques, "Inga T. Winkler, ***The Human Right to Water: Significance, Legal Status and Implications for Water Allocation*** (Hart Publishing, 2012), 286 pages, ISBN No. 978 1 8494 6283 9.", *Human Rights Quarterly*, Vol.35 (2013), pp. 785–791; H. Tremblay, "The Implications of Human Needs for Human Rights-Based Water Allocation: Review of ***The Human Right to Water***", *McGill International Journal of Sustainable Development Law and Policy*, Vol.8 (2013), pp. 261–271; M. Biddulph, "*The Human Right to Water: Significance, Legal Status and Implications for Water Allocation* by Inga T. Winkler. Portland: Hart Publishing, 2012. 340 pp., $104.00 hc.", *Saskatchewan Law Review*, Vol.76 (2013), pp. 359–362.

（5） 上述の一一の水利用の内、①は水に対する権利から導かれる。②～⑪は、それぞれ、食糧に対する権利、相当な生活水準に対する権利、衛生に対する権利又は労働権などから導かれるという（pp. 157–201）。

（6） 本書では、特に「周縁化」の定義はなされていないが、一般に、差別や偏見、立場の弱さなどによって、自らの権利や利益を正当に主張できない状況に追い込まれることを指す。申惠丰『国際人権法――国際基準のダイナミズムと国内法との協調――』（信山社、二〇一三年）二二頁（原註19）。

（7） 本書では、「称賛」の例として、スーダン→バーレーン、スーダン→モロッコ、アルジェリア及びドイツ→南アフリカ、フィリピン及びセネガル→ベナン、チャド及びチュニジア→ザンビア、バングラデシュ→トンガ、中国→トルクメニスタン、の七件が挙げられている（p. 264, n.343）。

（8） 本書では、「質問」の例として、日本→ガボン、南アフリカ、ドイツ及びブラジル→ガーナ、の二件が、他方、「情報提供の要請」の例として、日本→ペルー、ブラジル→ベナン、の二件が挙げられている（p. 264, n.344）。

（9）本書では、「指摘」の例として、ブラジル→ガーナ（鉱業による悪影響）、フィンランド→ボツワナ（先住民の権利）、ロシア→ザンビア、イタリア→ボツワナ（刑事施設における被収容者の不衛生な処遇）、モルジブ→バハマ及びツバル（気候変動の影響）、の五件が挙げられている（pp. 264-265, n.345-348）。

（10）本書では、「勧告」の例として、ルクセンブルク→パキスタン（地方の女性の清浄な水アクセスの確保）、カナダ→イスラエル（遊牧民ベドウィンの水アクセスの確保）、南アフリカ→イスラエル（ゴラン高原のイスラエル占領下にあるシリア住民の水アクセスの確保）、の三件が挙げられている（p. 265, n.349）。

（11）本書では、この問題を扱うものとして、M. Fitzmaurice, "The Human Right to Water", *Fordham Environmental Law Review*, Vol.18 (2007), pp. 557-585 など多数の文献が列挙されている（p. 12, n.74）。

（12）この点を指摘するものとして、S. C. McCaffrey, "The Human Right to Water", E. B. Weiss, L. B. de Chazournes and N. Bernasconi-Osterwalder (eds.), *Fresh Water and International Economic Law* (Oxford University Press, 2005), p. 113; 菅原絵美「自国企業に対する国家の域外的保護義務――社会権規約からの考察――」『国際人権』第二三号（二〇一二年）一〇〇―一〇五頁。

（13）E. Benvenisti, "Water, Right to, International Protection", R. Wolfrum (ed.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law, Vol.X* (Oxford University Press, 2012), p. 819.

〔付記〕本稿は、二〇一三年一一月三〇日に、京都大学で開催された国際法研究会における報告の内容に加筆・修正したものである。報告に際して、諸先生方より、貴重な御示唆、御助言を賜った。この場を借りて、厚く御礼を申し上げる。